

東北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスに関する接続検討(第2段階)回答見直し説明会の質疑応答について(青森会場:2018年4月10日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	暫定連系が不可となった場合にも、辞退時の第1次保証金の返金を適用していただけないか。	第1次保証金の返金については、本プロセスの募集要領に記載のとおりであり、暫定連系の条件等を理由に辞退した場合は、第1次保証金は返金しない。ご理解いただきたい。
2	説明会資料P9のハブ変電所の系統において、既設系統の連系であっても受益がある場合、ハブ変電所の工事費を容量按分で負担するとの理解でよいか。	ハブ変電所等の設置による連系と既設系統の増強による連系が混在する場合、ハブ変電所等の設置により既設系統の増強規模縮小の受益があることから、新設や増強する設備毎に受益がある発電設備の容量で工事費を按分した額をご負担いただくことになる。
3	(項番2と関連した質問)再接続検討の結果を確認し、ハブ変電所等の費用負担について協議ができるのか。	【東北電力株式会社より回答】 優先系統連系希望者決定後、再接続検討より合理的な設備形成を検討の上、費用負担等をお示しさせていただく。
4	入札の検討期間はどれぐらい確保されるのか。	当初のスケジュールでは、接続検討(第2段階)の回答に併せて最低入札負担金単価等を記載した入札案内を事業者様に送付し、入札の受付手続きを行うこととしていた。そのなか、現時点でご案内できていない点に関しては、ご迷惑をおかけし申し訳ない。しかしながら、第14回系統WGにおいて、一般海域の利用ルールに係る検討、出力制御率に係る情報開示の検討を踏まえて事業者様の事業性判断に必要な期間を確保するために、入札の受付開始時期を平成30年4月以降とする方針が示された。今後も、国の審議会等において議論されていくこととなるが、可能な限り早期にスケジュールを示せるよう対応していく。今後、入札前の系統WGにおいて、入札に必要な情報開示がなされ、その後、入札案内(入札の受付開始)を送付させていただく。入札は、募集要領に記載のとおり入札案内(入札の受付開始)を送付後、1か月と考えている。
5	説明会資料P4の入札対象工事における概算工事費約1,276億円(税抜)と入札対象工事費約1,273億円(税抜)の差額の約3億円は、どのように取扱われるのか。	【東北電力株式会社より回答】 差額の約3億円は、土地代等であり工事費負担金算定の対象外であることから、入札対象工事費に計上していない。
6	応募容量約1,500万kWのうち約半数の700万kWが洋上風力であるが、入札の結果、募集容量の350万kW全てが洋上風力となる可能性もあるかと思うが、洋上風力の連系枠を設け、他の電源の連系量を確保するようなことは考えていないのか。	優先系統連系希望者は、入札負担金単価(補正後)が高い事業者から決定することには変わらない。ただし、本プロセスにおいては、説明会資料P50の「電源間のバランスに配慮した入札スキーム」を導入することで検討している。その他募集要領に記載のない事項について、現時点で対応する予定はない。
7	現状の募集容量では、入札の結果、連系できない事業者が多く発生するが、本プロセス完了後、連系できなかった事業者のために再度、新たな募集プロセスを開始するのか。	【東北電力株式会社より回答】 今回の入札対象工事施工後、更なる増強工事等の対策をすることは、非常に難しいと考えている。今後については、現在、系統WG等で議論されているノンファーム型接続等による新たな仕組みに基づいて検討をしていくことになるものと考えている。
8	説明会資料P50の「電源間のバランスに配慮した入札スキーム」は本プロセスに導入されるのか。	系統WG等において、導入することで検討が進められている。
9	(項番8と関連した質問)小規模バイオマスの定義を教えてください。	10,000kW未満のバイオマスを対象とすることで検討が行われている。
10	例えばA、B2つのハブ変電所があり、遠い方のハブ変電所で連系検討されている案件があれば、近いハブ変電所へ連系することで協議させていただけるのか。	【東北電力株式会社より回答】 基本的には、近いハブ変電所に連系することで検討した上で接続検討(第2段階)の回答をしている。合理的な設備形成を考慮した上で、そのような事象があれば協議させていただきたい。
11	入札前にどのような情報開示が行われるのか。	【東北電力株式会社より回答】 第15回系統WGにおいて、入札前の必要な情報として、制御率に関して事業者様側でのシミュレーションが可能となるデータを提供することの要望をいただいている。事業者様が検討を行う上で、どのようなデータが必要となるのか関係各所と協議し検討している。また、入札前の段階で提示させていただくことで考えている。
12	暫定連系のために事業者が施設した設備は、本連系設備工事が完了した後、どのようになるのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系のために事業者様が施設したアクセス線等設備が、ハブ変電所等の本連系設備工事の完了に伴い不要となった場合、事業者様の負担で撤去いただくことが基本となる。ただし、暫定連系のためのアクセス線等設備を恒久設備として希望する場合、ハブ変電所等の本連系設備の費用負担等の課題があるため、今後の再接続検討の結果に基づいたハブ変電所の設置状況等を見極めた上で検討していきたい。
13	入札後、確定した暫定連系の連系容量は公表されるのか。	【東北電力株式会社より回答】 系統WGの場で報告させていただくことになるのではないかと考えている。
14	現在、議論されているコネク&マネージにおけるN-1電制やノンファーム型接続は、本プロセスの暫定連系とどのように関わってくるのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系は、入札対象工事が長期に渡ることから、工事が完了するまでの間に暫定的に連系いただくものである。ノンファーム型接続は、増強工事を実施せずに連系する恒久的なスキームであるため、暫定連系とは区別されるものと認識している。なお、N-1電制については、ローカル系統に連系するケースに適用していき、効率的な設備形成を目指す。
15	入札対象工事の工期が11~13年程度となっているが、完成時期が遅くなることはあるのか。	【東北電力株式会社より回答】 入札対象工事の所要工期は、当社の標準工期により提示しており、その工期とおり進むよう鋭意努力していく。なお、本プロセス自体のスケジュールが遅れることにより工事開始が遅れる分、完成時期が遅くなることはご理解いただきたい。
16	募集容量を鑑みると優先系統連系希望者になれない事業者が多く発生する。その事業者が引き続き系統連系を希望する場合はどうなるのか。	【東北電力株式会社より回答】 本プロセス完了後は、現在、検討されているノンファーム型接続等、新たな仕組みに基づいて検討していくものと考えている。
17	入札金額が多く集まった場合、どのようになるのか。	入札負担金の総額が入札対象工事費を超過した場合は、募集要領に記載のとおり、工事費負担金契約時に超過額分の減額補正を行う。

項番	意見・質問等	回答
18	負担金は分割払いが可能か。	【東北電力株式会社より回答】 工事費負担金の分割払いについては、第14回系統WGで示されているとおり、優先系統連系希望者が決定し具体的な工事内容等が確定後、協議させていただきたい。本プロセスにおける入札対象工事等は、長期間を要する大規模工事になると認識しているため、合理的な範囲で切り分けられる工事工程単位の分割払いについて検討していきたい。
19	説明会資料P34の「②入札対象工事を除く工事の特定負担額（一般負担の上限額超過分は含まない）」となっているが、一般負担上限超過分はP36の「③一般負担の上限額超過分」で示されているとの理解でよいか。	ご理解のとおり、新費用負担ルールにおける一般負担の上限額超過分は、説明会資料P36の「③一般負担の上限額超過分」で提示している。
20	全てのハブ変電所の位置を公開いただけるか。	【東北電力株式会社より回答】 現段階において全てのハブ変電所を設置することが決まっている訳ではないため、公開することは考えていない。
21	入札対象工事の工期が11～13年程度と長期間となるが、工事期間中にノンファーム型接続を導入することはあるのか。	【東北電力株式会社より回答】 現段階では、本プロセスへの導入は考えていない。ノンファーム型接続自体が現在検討中であるため、本プロセス完了後に、その仕組み等が決まればそれに則った形で対応していくことになる。
22	入札対象工事の工期が11～13年程度で長期となるため、FIT法に係る調達期間が短縮されるものとする。その点を考慮し工期を短縮するなどの対応はしないのか。	FIT法に関しては、資源エネルギー庁にご確認いただきたい。 【東北電力株式会社より回答】 工期については、延びないように努力していく。
23	入札前に暫定連系に係る費用の目安を提示できないのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系に係るアクセス線費用は、優先系統連系希望者が決定した後でないと提示できない。なお、暫定連系に係る制御システムは、太陽光・風力の事業者様においては、需給面の出力制御システムを流用する方向で考えており、それが可能な場合は、新たに費用が発生しないものと考えている。第15回系統WGで報告させていただいているのでご確認願いたい。
24	工事費負担金補償契約は、一般負担も対象となるのか。	補償金の内訳については、募集要領に記載のとおり、『入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分』も対象となる。

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスに関する接続検討(第2段階)回答見直し説明会の質疑応答について(宮城会場:2018年4月11日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したのもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	入札対象工事について、募集要領に記載の工事相当のみを提示しているが、全ての応募者が連系可能な工事内容やその中間の容量が連系可能な工事内容等について公表する予定はあるか。本プロセス完了後の更なる募集プロセス開始も視野に入れた検討を行いたい。	現時点では公表する予定はない。本プロセスは成立まで至っていない段階であり、またノンファーム型接続も現在議論されており、そのような状況下での公表は不要な混乱を招く虞があることから、まずは本プロセスの成立を目指していくことについてご理解いただきたい。
2	洋上における同一の発電場所において複数の事業者が重複し、公募占用計画の認定を受けられなくなった事業についての系統連系に係る権利については、広域機関等の当局により一時的に買取りし将来の募集プロセスにて活用することが可能か。	発電場所の確保に関しては、募集要領に記載のとおり原則として入札前までに事業者間で調整していただくこととなる。なお、一般海域における利用ルールに関しては、現在、国の審議会等にて検討中のため、現時点では詳細を申し上げられる段階にない。
3	需給面の出力制御率について、入札前までに見通しが示されるか。	【東北電力株式会社より回答】 優先系統連系希望者が決定し、その電源種別の内訳が明らかになれば、そのデータを反映したものを示すことができると考えているが、現状の条件のもとでは第13回系統WGで示した値となる。
4	今後のスケジュールを示す見直しはあるか。	当初のスケジュールでは、接続検討(第2段階)の回答に併せて最低入札負担金単価等を記載した入札案内を事業者様に送付し、入札の受付手続きを行うこととしていた。そのなか、現時点でご案内できていない点に関しては、ご迷惑をおかけし申し訳ない。しかしながら、第14回系統WGにおいて、一般海域の利用ルールに係る検討、出力制御率に係る情報開示の検討を踏まえて事業者様の事業性判断に必要な期間を確保するために、入札の受付開始時期を平成30年4月以降とする方針が示された。今後も、国の審議会等において議論されていくこととなるが、可能な限り早期にスケジュールを示せるよう対応していく。
5	系統WG等にて事業者が事業性の判断に必要な情報が明らかになってから判断するまでに2〜3か月程度を要するため、入札案内は事業性の判断に必要な情報開示の2か月後、入札受付締切は入札案内の1か月後とする等、情報開示から入札受付締切の期間を確保するよう配慮をお願いしたい。	資源エネルギー庁と協調を図り検討していく。現時点では明確にお示しできる状況にないことをご理解いただきたい。
6	入札対象工事費を大きく超過する入札があった場合の余剰金の扱いはどうなるか。	募集要領P25 3.4「工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正」に記載のとおり、工事費負担金契約の締結時に、超過額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額で、入札対象工事の工事費負担金を減額補正する。
7	(項番6と関連した質問) 減額補正を見越して過剰な金額を入札する事業者への対策はあるか。	超過額を当該の事業者のみならず優先系統連系希望者間で同一のkW単価により減額補正するため、競争が阻害されるものではないと認識している。
8	その他供給設備における工事費負担金は応募地点集中時、全エリア分散時で大きな差異があり、事業性判断が困難である。たとえば工事費負担金の金額に応じて最低入札負担金単価を設定する等、対応することはできるか。	個別の事情により最低入札負担金単価を変更する等した場合、入札対象工事費が充足しない等の事象が起り、本プロセスの遅延が懸念される。現時点ではそのような措置は考えておらず、募集要領に記載の内容で本プロセスを進めていく。
9	入札容量が募集容量を大きく下回った場合、募集プロセスを成立させるために入札対象工事を縮小するなどの検討案はあるか。	現時点では入札対象工事規模の縮小は検討していない。入札対象工事費が充当しなかった場合は、募集要領にもとづき追加負担額を確認し、必要額を充足させるという取り組みを行なうことが考えられる。
10	平成30年1月31日付の接続検討(第2段階)の回答から間もなく、平成30年3月26日付の見直し回答を行なった理由は何か。	平成30年1月31日付回答の内容は募集要領に基づき記載したもののだが、「回答書3.(4)工事費負担金概算」における全額負担時の特定負担金額については事業者が事業性を評価される上で不明瞭な記載内容であったために内容を見直しの上、再回答を行なったもの。
11	入札対象工事完了時期はプロセス完了から11〜13年後とあるが、プロセス完了後に、当初予定の負担金や工期より増加した場合、負担金の支払いはどうなるのか。	【東北電力株式会社より回答】 実際の工事費が工事費負担金を超過又は不足した場合、託送供給約款に基づき精算していくこととなる。なお、工期については、過去の実績を元に示した標準工期であり、今後変動する可能性はあるものの、早期の工事完了に向け努力していく。
12	説明会資料P12において、電源線工事に一般負担額が含まれている理由は何か。	電源線工事においては原則、特定負担であるが、新費用負担ルールの場合、計量器工事ならびに通信設備工事等については一部、一般負担となるためである。
13	最低入札負担金単価について、明確な金額はいつ示されるのか。	入札案内にて示す予定。募集要領に記載のとおり入札対象工事費(約1,273億円)を応募容量(350万kW)で除した単価を基準に設定するという考え方から変更することは現時点では考えていない。
14	コネクト&マネージの議論内容や結果が、本プロセスに適用される見込みはあるか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系は、入札対象工事が長期に渡ることから、工事が完了するまでの間に暫定的に連系いただくものである。ノンファーム型接続は、増強工事を実施せずに連系する恒久的なスキームであるため、暫定連系とは区別されるものと認識している。なお、N-1電制については、ローカル系統に連系するケースに適用していき、効率的な設備形成を目指す。
15	第13回系統WGにおいて、ローカル系統におけるハブ変電所までのアクセス線整備は事業者施工をお願いしたいということであったが、事業者としては基幹系統まで自分で施工することによりメリットが出る場合があると考えている。施工について個別に協議することは可能か。	【東北電力株式会社より回答】 第13回系統WGにおいては、工事幅狭が懸念されることから、ハブ変電所から発電所までのアクセス線について、可能な限り事業者側に施工をお願いしたものである。基幹系統についての詳細は、再接続検討以降、必要に応じ、協議させていただきたい。